

広島市告示(安芸区)第34号  
令和7年3月31日

道路法(昭和27年法律第180号)に基づく次の道路を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定する道路の指定を次のように取り消したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一實 印

1 指定番号 第1号

2 取消しする指定道路の種類 第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路

3 指定取消しの年月日 令和7年3月31日

4 取消しする指定道路の位置 起点 安芸区上瀬野南一丁目1788-1

終点 安芸区上瀬野南一丁目1791

5 取消しする指定道路の延長及び幅員 延長 190メートル

幅員 6メートル